

特別児童扶養手当

心身に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母または養育者に支給されます。

■対象者

手当1級相当

- 身体障害者手帳の判定がおおむね1・2級(内部的疾患含む)程度に該当する児童
- 療育手帳の判定がA程度、または精神障害者保健福祉手帳1級程度に該当する児童

手当2級相当

- 身体障害者手帳の判定がおおむね3級(内部的疾患含む)程度に該当する児童
- 日常生活に著しい制限を受ける程度の知的障がい、もしくは精神障がいの児童

■手当の額

1級相当 月額56,800円

2級相当 月額37,830円

■支給月 4月・8月・11月

※申請月の翌月分から支給が開始されます。

■支給制限となる例

- 児童または請求者が、日本国内に住んでいない
- 児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができる

- 児童が児童福祉施設等(保育所・通所施設・障がい児入所施設への親子入所を除く)に入所している

※請求者や配偶者、扶養義務者の所得が制限基準額以上である場合は、その年の8月から翌年7月までの手当が支給停止になります。

■現況届の提出をお忘れなく

8月は特別児童扶養手当の所得状況届を提出する月です。届出をしないと、8月分からの手当が受けられなくなります。また、2年間現況届を提出しないと、時効で受給権がなくなります。

受給者には8月上旬に通知書を郵送しますので、必ず届出をしてください。

■受付期間

8月12日(火)～29日(金)

※平日の正午から午後1時、土日・祝日を除く。

■必要なもの

通知書、印鑑、その他指定の書類

■申し込み・問い合わせ先

社会福祉課 ☎(32)8900

地域・こども食堂

子どもから大人まで誰もが参加できる居場所づくりの一環として地域・こども食堂を開催します。また、ボランティアでご協力いただける方は社会福祉課までお電話ください。参加費は無料です。

■日時 8月21日(木)

午前10時～午後2時

■場所 石橋公民館

■対象者 市在住の方

■定員 30名

■内容 カレーライスづくり、室内遊び など

■持ち物 飲み物、スリッパ、エプロン、マスク、三角巾(バンダナ可)

■申込方法 電話、しもつけオンラインサービス、またはメールフォームで申し込み

■申込期限 8月14日(木)

■申し込み・問い合わせ先

社会福祉課 ☎(32)7087



しもつけ
オンライン
サービス



メール
フォーム

空家、空地 どうなっていますか？

相続した実家や、誰も使わなくなった土地、そのままにいませんか？早めに対策しないと、損してしまうかも！管理不足で周辺住民から苦情が来たり、行政指導の対象になる可能性も！？そうなる前に、売却を見据えて一度ご相談を！とちみなら相談も査定も無料です！

「ノーブルホーム」のグループ会社

とちぎ未来開発(株) 栃木市箱森町 36-17

☎0282-24-5687

